

さいたま市告示第979号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和8年6月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 特定子ども・子育て支援提供者の名称

Magbeyi Aboyowa

2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地

(1) 名称

ケアファインダーBoyo

(2) 所在地

(省略)

3 確認の辞退の年月日

令和8年3月26日

4 子ども・子育て支援施設等の種類

認可外保育施設